

NPO法人回想法プランニング 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人回想法プランニングという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域に暮らす高齢者やその支援者、家族等多くの人々に対して、回想法に関する事業を行うことで、認知症の予防や進行抑制、介護予防、さらには行政や地域団体、福祉施設と連携しながら、回想法を通じて住民が主体となり地域のつながりの中で生き生きと暮らすことのできるコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 回想法に関する情報の収集及び提供事業
- (2) 回想法に関する推進、普及、相談に係る事業
- (3) 回想法に関する研修会、講座等の開催、並びに人材及び団体の育成事業
- (4) 回想法に関する交流、連携の推進事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同し、各自の可能な範囲内で積極的に事業に参画する意思をもって入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上5人以下

(2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長とし、1人を副理事長とすることができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、総会において報告する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 監事は、総会において選任する。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を執行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)

第 18 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 監事の選任及び役員の解任に関する事項
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 3 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 24 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 25 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 26 条 総会における議決事項は、第 23 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 27 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 25 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 28 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 30 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算に関する事項
- (4) 入会金及び会費に関する事項
- (5) 借入金に関する事項
- (6) 理事の選任に関する事項
- (7) 事務局の組織等に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 31 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第34条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第34条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第 43 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 44 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を執行することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 3 か月以内に総会で報告しなければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(借入金)

第 47 条 この法人が資金の借入をしようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 49 条 この法人は、法第 31 条第 1 項に掲げる事由により解散する。

2 法第 31 条第 1 項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）したときの清算人は、総会において選任する場合を除き、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人のうちから総会において選定したものに帰属するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の解散事由に係る公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

2 法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表に係る公告については、内閣府 NP0 法人ポータルサイト法人入力情報欄に掲載して行う。

第 10 章 事務局

(事務局の設置等)

第 53 条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章 雑則

(細則)

第 54 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	高島浩子
副理事長	関根孝子
理事	青山一枝
同	青木千秋
同	杉野涼子
監事	吉川ひろみ
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2027 年 6 月 30 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から 2026 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金

正 会 員	個人	10,000 円	団体	0 円
賛助会員	個人	0 円	団体	0 円

年会費

正 会 員	個人	12,000 円	団体	50,000 円
賛助会員	個人	1 口	2,000 円 (1 口以上)	
	団体	1 口	10,000 円 (1 口以上)	

(設 立 認 証 申 請 用)

役 員 名 簿

フリガナ	エヌピーオーハウジンカイツウホウプランニング
特定非営利活動法人の名称	NPO法人回想法プランニング

役 名	フリガナ 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有 無	備 考
理事	タカシマ ヒロコ 高島 浩子		あり	理事長
理事	セキノ タカコ 関根 孝子		なし	副理事長
理事	アオヤマ カズエ 青山 一枝		なし	
理事	アオキ チアキ 青木 千秋		なし	
理事	スギノ リョウコ 杉野 涼子		なし	
監事	ヨシカワ ヒロミ 吉川 ひろみ		あり	

◇ 役員は、法第20条の欠格事由に該当しないこと、法第21条による親族規定に反しないことが必要です。

◇親族規定の考え方

役員総数が5人以下の場合、配偶者も三親等以内の親族（以下、「親族等」といいます。）（※）も含むことはできません。

役員総数が6人以上の場合、各役員につき、1人だけ親族等を含むことができます。

（※）三親等以内の親族

父母、子、祖父母、孫、伯叔父母、甥姪（血族及び姻族とも）（6ページ参照）

◇ 役員報酬を受けることができる者は、役員総数の3分の1以下です。

NPO法人回想法プランニング

設立趣旨書

日本では急速な少子高齢化が進み、介護人材の不足や介護費用の増大など、地域での高齢者支援体制が大きな課題となっています。高齢者施設は多くの人が入居待ちの状態にあり、希望する時期に利用できない現状があります。そのため、「住み慣れた地域で安心して暮らしたい」と願う高齢者が増えています。

しかし、地域のつながりの希薄化や家族形態の変化により、高齢者が孤立し、心身の健康を損なうケースも少なくありません。介護予防や認知症予防の観点からも、地域の中で人と人が交流し、支え合う仕組みづくりが求められています。私たちは、こうした課題に対して「住民が主体となり地域のつながりの中で生き生きと暮らすことのできるコミュニティの形成」が必要であると考えています。

そこで私たちは、過去の体験や思い出を語り合うことで、脳や心を活性化し、感情を整理し、自己肯定感を高める“心のリハビリテーション”である「回想法」に注目しました。回想法は、認知症の予防や進行抑制、介護予防、さらに地域のコミュニケーションの活性化にも効果があるとされており、回想法を通して人と人が関わり合うことにより、孤立の防止や生きがいづくりが進み、地域全体の活力を生み出すことができます。

私たちは 2010 年に任意団体として活動を開始し、地域や高齢者施設での回想法実践、ボランティア育成講座、講演会や交流会などを行ってきました。活動を通して、多くの高齢者が笑顔を取り戻し、地域の中で再び自分らしく過ごす姿を数多く目にしてきました。これらの経験から、回想法は地域福祉の基盤づくりに大きく寄与することを確認しています。

今後は、これまでの経験をもとに、NPO 法人としてより信頼性を高め、持続的に活動を広げていくために、回想法の実践者、支援者を育成し、普及推進のための自団体による地域サロンを運営し、さらに施設や各地域で開催されている地域サロンでの回想法導入を支援する活動を中心に事業を展開して行きます。これらの活動は、特定の個人や団体の利益を目的とするものではなく、地域に暮らすすべての高齢者や支援者、家族など不特定多数の人々の福祉と心の健康の向上に寄与する公益的な活動です。任意団体としての活動を経て、今後はNPO法人として公共性と透明性を高め、行政や地域団体、福祉施設と連携しながら、回想法を通じて「住民が主体となり地域のつながりの中で生き生きと暮らすことのできるコミュニティ」の実現に貢献して行きます。

2025 年 12 月 2 日

NPO法人回想法プランニング
設立代表者 高島浩子

2025 年 度 事 業 計 画 書
法人の名称 NPO法人回想法プランニング

1 事業活動方針

初年度は、事業基盤の整備や活動の周知を目的にリーフレットを作成し、ホームページ、SNSでの発信に注力します。また、地域社会とのつながりを深めることを目指します。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 回想法に関する情報の収集及び提供事業

- ・内 容 回想法の情報を収集し、SNS で発信、ホームページ更新
リーフレット作成
- ・日 時 設立日以降適宜
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 2 名
- ・受益対象者 一般市民 100 名
- ・支出見込額 66,000 円

② 回想法に関する推進、普及、相談に係る事業

ア 出張相談

- ・内 容 回想法の導入や運営に関する相談
- ・日 時 設立日以降随時
- ・場 所 相談者の指定する場所
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 回想法導入を検討している地域サロン 1 団体
- ・支出見込額 2,000 円

③ 回想法に関する研修会、講座等の開催、並びに人材及び団体の育成事業

次年度より実施予定

④ 回想法に関する交流、連携の推進事業

次年度より実施予定

2026 年 度 事 業 計 画 書
法人の名称 NPO法人回想法プランニング

1 事業活動方針

回想法実践者の育成、スキル向上のために講座を開催します。並行して回想法を導入する地域サロン立ち上げ間もない団体の伴走支援を行います。さらには団体自ら回想法サロンを運営します。また、オンラインで学ぶことができる講座は録画を配信することで効率化を図ります。団体および回想法の周知に向けて、ホームページ、YouTube、Facebook、Instagram 等の利用を促進していきます。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 回想法に関する情報の収集及び提供事業

- ・内 容 回想法の情報を収集し、SNS で発信、ホームページ更新
- ・日 時 通年
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 一般市民 200 名
- ・支出見込額 46,000 円

② 回想法に関する推進、普及、相談に係る事業

ア よこはま思い出サロン

- ・内 容 回想法セッションを行う地域サロンの運営
- ・日 時 年間 1 クール 6 回を 2 クール実施
- ・場 所 かながわ県民活動サポートセンター
- ・従事者人員 5 名
- ・受益対象者 地域住民、回想法に興味を持ち高齢者支援に関わりたい者 134 名
- ・支出見込額 192,000 円

イ 出張相談

- ・内 容 回想法の導入や運営に関する相談
- ・日 時 通年
- ・場 所 相談者の指定する場所
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 回想法導入を検討している地域サロン 12 団体
- ・支出見込額 24,000 円

③ 回想法に関する研修会、講座等の開催、並びに人材及び団体の育成事業

ア 回想法リーダー養成講座

- ・内 容 回想法の知識の習得
- ・日 時 2027 年 1 月～3 月全 5 回
- ・場 所 かながわ県民活動サポートセンター/オンライン

- ・従事者人員 10 名
- ・受益対象者 一般市民 40 名
- ・支出見込額 421,000 円

イ 回想法基礎講座（NPO法人宮ノマエストロとの共催）

- ・内 容 回想法を知る
- ・日 時 10 月 同じ内容で 2 回実施
- ・場 所 かながわ県民活動サポートセンター/宮ノ前テラス/オンライン
- ・従事者人員 8 名
- ・受益対象者 一般市民 40 名
- ・支出見込額 25,000 円

ウ 実践トレーニング

- ・内 容 回想法リーダーのスキルを学ぶ
- ・日 時 1 クール 4 回を 3 クール
- ・場 所 かながわ県民活動サポートセンター
- ・従事者人員 5 名
- ・受益対象者 回想法リーダーを目指す人 45 名
- ・支出見込額 288,000 円

エ セッションのビデオで学ぶ回想法テクニック（参加型）

- ・内 容 回想法セッションを観て、リーダーのテクニックを学ぶ
- ・日 時 2 回 1 セットで 4 セット
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 3 名
- ・受益対象者 回想法スキルを上げたい人 40 名
- ・支出見込額 282,000 円

オ 講座の録画配信

- ・内 容 回想法基礎講座の録画を限定配信する
- ・日 時 年 3 回
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 2 名
- ・受益対象者 一般市民 30 名
- ・支出見込額 24,000 円

カ 回想法を導入する地域サロン伴走支援

- ・内 容 回想法リーダーのスキルアップ指導
- ・日 時 月 1 回
- ・場 所 希望団体の指定した場所
- ・従事者人員 1 名
- ・受益対象者 サロン運営者 3 名
- ・支出見込額 36,000 円

④ 回想法に関する交流、連携の推進事業

ア 交流会

- ・内 容 回想法実践者の情報交換
- ・日 時 年 2 回
- ・場 所 オンライン
- ・従事者人員 8 名
- ・受益対象者 回想法実践者 40 名
- ・支出見込額 38,000 円

イ 宮ノ前テラス思い出カフェ運営支援

- ・内 容 思い出カフェにて回想法セッションを実施
- ・日 時 毎月 2 回
- ・場 所 宮ノ前テラス
- ・従事者人員 2 名
- ・受益対象者 地域住民（延べ 150 名）
- ・支出見込額 0 円

活動予算書

成立の日から2026年3月31日まで

法人の名称 NPO法人回想法プランニング

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	0	
正会員受取入会金	100,000	
賛助会員受取入会金	0	110,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
事業収益	0	0
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	0
経常収益計		110,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	37,000	
旅費交通費	0	
通信運搬費	13,000	
印刷製本費	10,000	
消耗品費	1,000	
賃借料	0	
会議費	7,000	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	0	
その他経費計	68,000	
事業費計		68,000
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	1,500	
給料手当	0	

法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	1,500		
(2) その他経費			
諸謝金	2,000		
旅費交通費	0		
通信運搬費	30,000		
印刷製本費	0		
消耗品費	1,000		
賃借料	0		
会議費	7,500		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	40,500		
管理費計		42,000	
経常費用計			110,000
当期経常増減額			0
当期正味財産増減額			0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

活動予算書

2026年4月1日から2027年3月31日まで

法人の名称 NPO法人回想法プランニング

(単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	120,000	
賛助会員受取会費	0	
正会員受取入会金	0	
賛助会員受取入会金	0	120,000
2. 受取寄附金		
受取寄附金	0	
施設等受入評価益	0	0
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4. 事業収益		
事業収益	1,402,000	1,402,000
5. その他収益		
受取利息	0	
雑収益	0	
経常収益計		1,522,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	0	
法定福利費	0	
退職給付費用	0	
福利厚生費	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
諸謝金	1,130,000	
旅費交通費	50,000	
通信運搬費	53,000	
印刷製本費	23,000	
消耗品費	82,000	
賃借料	38,000	
会議費	0	
施設等評価費用	0	
減価償却費	0	
支払利息	0	
雑費	0	
その他経費計	1,376,000	
事業費計		1,376,000

2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	18,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	18,000		
(2) その他経費			
諸謝金	24,000		
旅費交通費	5,000		
通信運搬費	38,000		
印刷製本費	10,000		
消耗品費	5,000		
賃借料	0		
会議費	24,000		
減価償却費	0		
支払利息	0		
その他経費計	106,000		
管理費計		124,000	
経常費用計			1,500,000
当期経常増減額			22,000
当期正味財産増減額			22,000
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			22,000